

6 施術録

(1) 施術を行ったときには、施術録に必要な事項を記載してください。

① 記入事項

- ・該当月
- ・被保険者番号、住所、氏名、生年月日
- ・施術日、1術（はり又はきゅう）、2術（併用）の該当する欄に○をつけ、適用欄に「末しうる神経疾患」又は「運動器疾患」と記入する。
- ・症状ならびに経過（症状に変化がない場合は、「変化なし」と記入で可）。

② 記入例（記入例集参照）

(2) 施術録は、完結の日から5年間保存してください。

完結の日の考え方

- ・施術録は、月ごとに作成することとし、完結の日は施術録を作成した月の末日とする。

7 利用者調査

(1) 利用者調査の考え方

利用者が市へ申請せずに補助できる制度となっているため、実際に補助を受けた方に対し、必要に応じて確認を行うものです。

調査は、調査票の郵送や利用者の自宅等を訪問して行います。

(2) 調査対象

利用者調査は、概ね5年に1回程度は、全ての「指定はり、きゅう師」を対象とした、利用者調査を行えるように考えていますが、当面は次の対象者について調査を行うこととします。

- ① 1ヶ月の1人あたりの平均回数が5回以上の「指定はり、きゅう師」を利用している場合
- ② 1ヶ月の利用回数が平均5回以上ある場合
- ③ その他必要と市が認める場合

(例) ・受療証の紛失等により再交付の申請を繰り返し行う場合

・補助金の請求内容に疑義がある場合 等

(3) 調査方法

- ① 請求明細書と受療証の照合
- ② 領収書の確認
- ③ 署名又は印鑑の確認